

4章 改訂の方針

4-1. 下水道区域の見直し

本市は、昭和 55 年に東広島処理区で下水道事業に着手した後、平成 27 年度末現在において、将来的な下水道整備予定区域である全体計画区域^{※10} 4,320.3 ha のうち 2,089.2ha の整備を完了しましたが、未だに多くの未整備区域を残しています。

この未整備区域を対象として、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を基本に家屋の連担性による判定を行うとともに、都市計画等との整合を図り地域特性等を考慮することによって、全体計画区域がより効率的かつ適正な下水道区域となるように下水道による集合処理区域と浄化槽による個別処理区域の区分の見直しを行います。

見直した全体計画区域については、早期の整備を計画し、ひいては市内全域の汚水処理施設の早期概成を目指します。

※10 全体計画区域：将来的に下水道を整備する予定区域として事業計画に定めた区域をいう。

4-1-1. 都市計画マスタープランとの関係

都市計画法では、市街化区域及び非線引き都市計画区域（用途地域）については、都市施設として少なくとも道路、公園及び下水道を定めることとされています。

また、第 2 次東広島市都市計画マスタープランでは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要な事項として、これらの都市施設の整備を一体的かつ総合的に定めており、このうち下水道については計画的に事業認可区域の拡大を行い、その整備を推進するとともに、供用開始区域の水洗化の向上等に努めることとしています。

また、都市づくりの観点から、計画的に市街地としての整備を図る地区として市街化区域に隣接する周辺地域に「計画的市街地誘導地区」を定めています。

4-1-2. 全体計画区域の縮小

本市の浄化槽の整備は下水道の整備と比べて進んでおり、全体計画区域のうち、市街化調整区域及び用途地域無指定区域においても、同様に浄化槽による汚水処理が進んでいます。このため、市街化調整区域及び用途地域無指定区域のうち、家屋の連担性による判定の結果、浄化槽よりも下水道の年当たりの建設費及び維持管理費が安価である地区については、市街化区域等に編入されたときに改めて下水道整備区域とすることとし、本構想においては、浄化槽区域に改め、全体計画区域を縮小します。

また、流域関連公共下水道事業のうち入野処理分区は、都市計画下水道区域^{※11}ではありません。未整備地区に対し、家屋の連担性による判定を行った結果、下水道よりも浄化槽の年当たりの建設費と維持管理費が安価であるため、浄化槽区域に改め、全体計画区域を縮小します。

なお、計画的市街地誘導地区は、将来の市街化区域への編入が見込まれることから、下水道整備区域とし、全体計画区域の縮小は行わないこととします。

以上、縮小する面積は377.6haとなり、全体計画区域の縮小をまとめると表4.1のとおりです。

※11 都市計画下水道区域：都市計画事業（都市計画施設の整備に関する事業をいう。）により下水道を整備する区域をいう。

表 4.1 全体計画区域の縮小 (単位：ha)

処理区	縮小前の 全体計画区域	縮小する区域(市 街化調整区域・用 途地域無指定)	縮小後の全体計画区域		
			うち都市計画 下水道区域等 [※]	うち計画的市 街地誘導地区	
東広島	2,798.6	169.2	2,629.4	2,352.1	277.3
黒瀬	431.6	95.2	336.4	324.1	12.3
安芸津	405.0	82.0	323.0	323.0	0.0
沼田川	502.1	22.8	479.3	455.8	0.0
福富	63.0	0.0	63.0	0.0	0.0
豊栄	120.0	8.4	111.6	0.0	0.0
合計	4,320.3	377.6	3,942.7	3,455.0	289.6

※平成29年度に編入する予定区域221.5ha及び未編入の市街化区域40.0haを含む。

各地区の集合処理区域及び個別処理区域の判定結果を図4.1から図4.7までに示します。

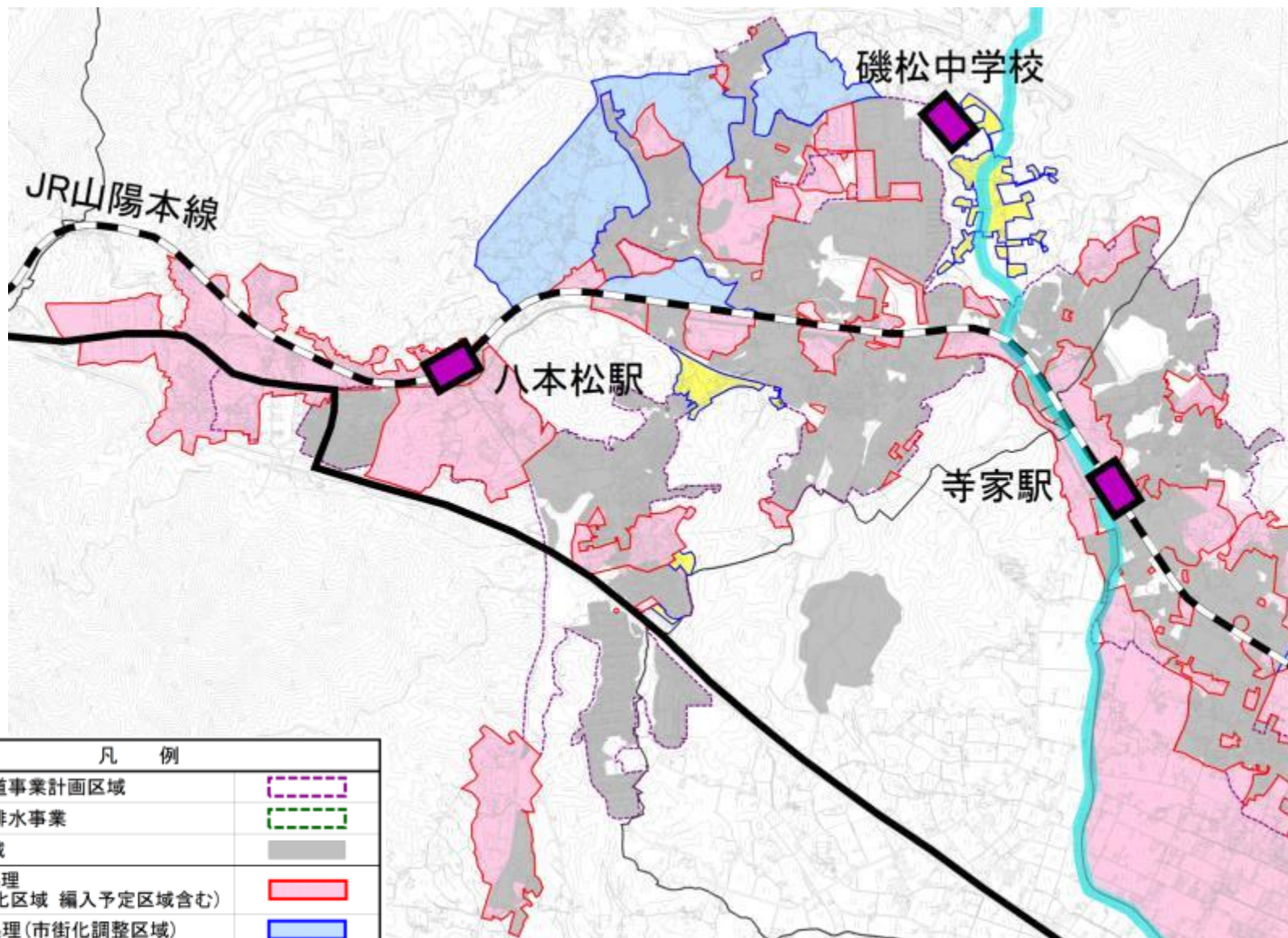


図 4.1 全体計画縮小区域図(八本松地区)

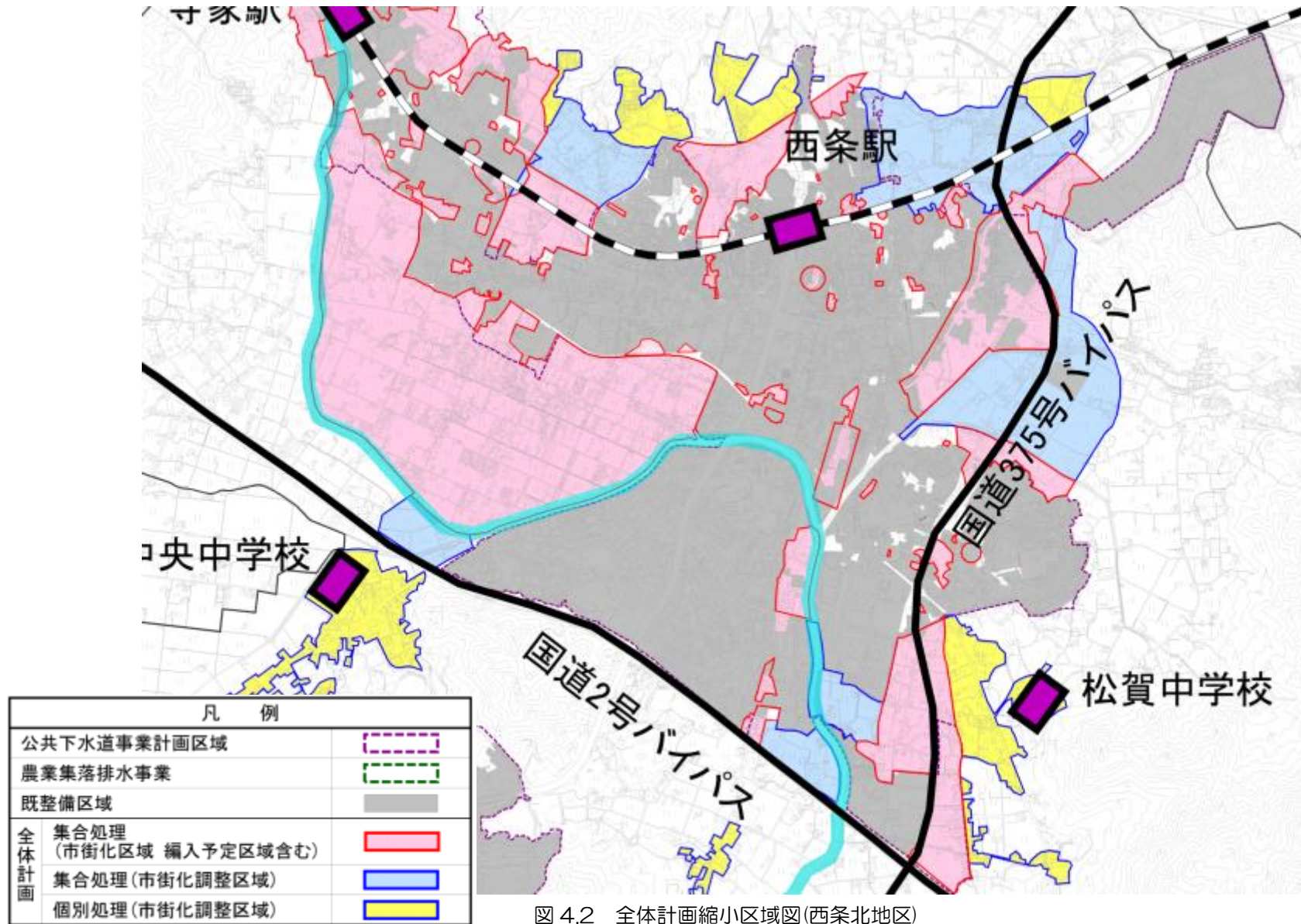


図 4.2 全体計画縮小区域図(西条北地区)

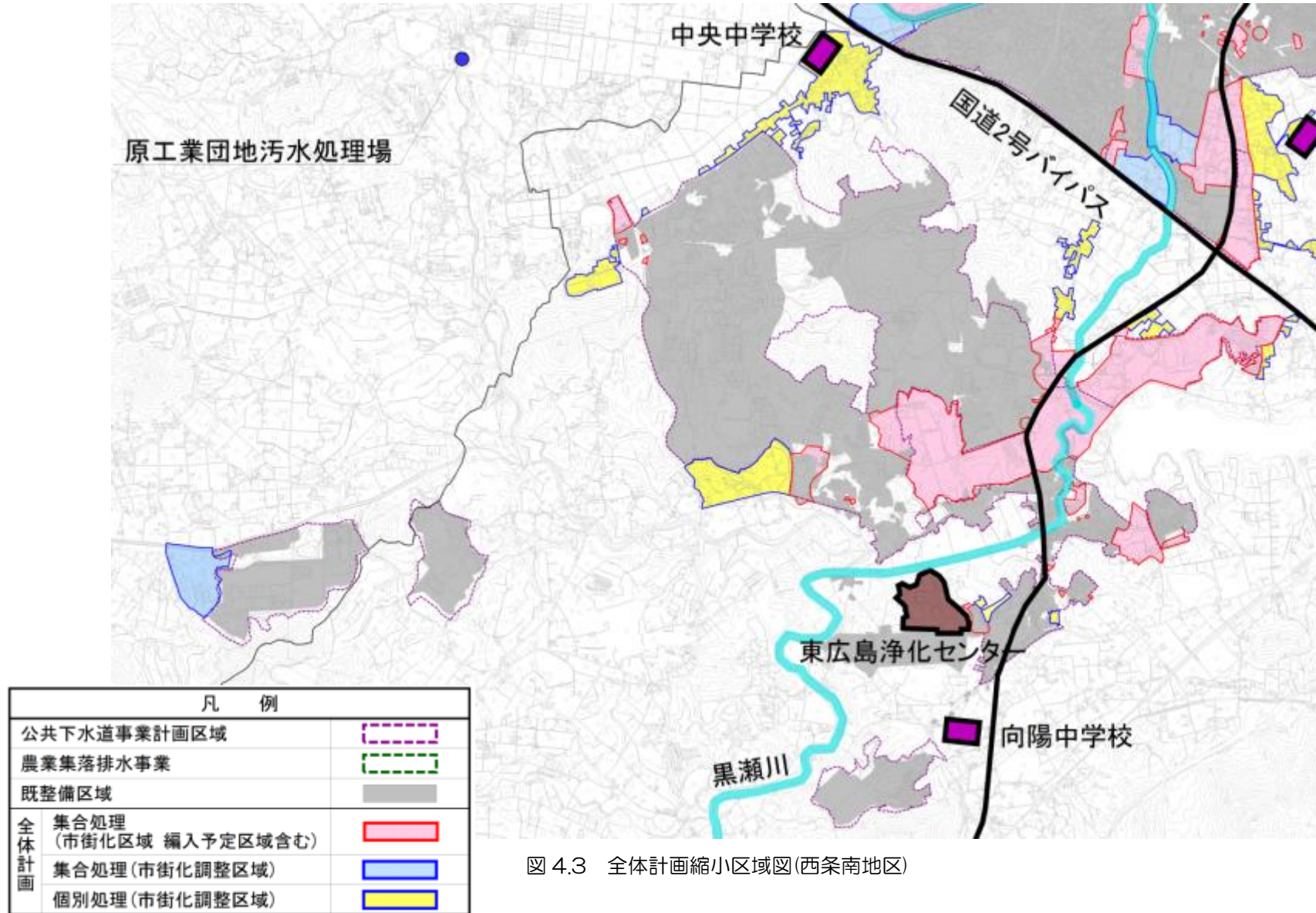


図 4.3 全体計画縮小区域図(西条南地区)

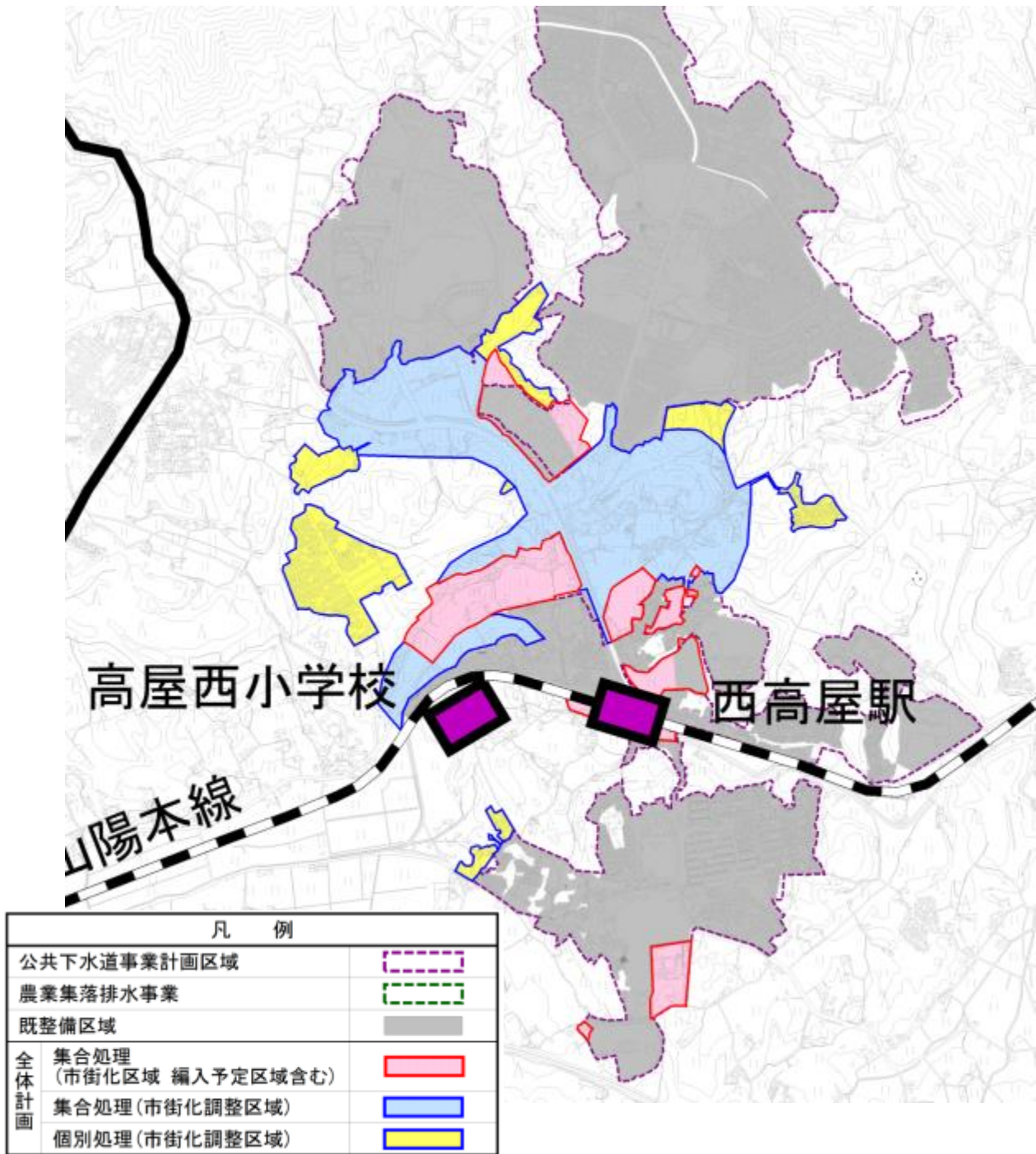


図 4.4 全体計画縮小区域図(高屋地区)

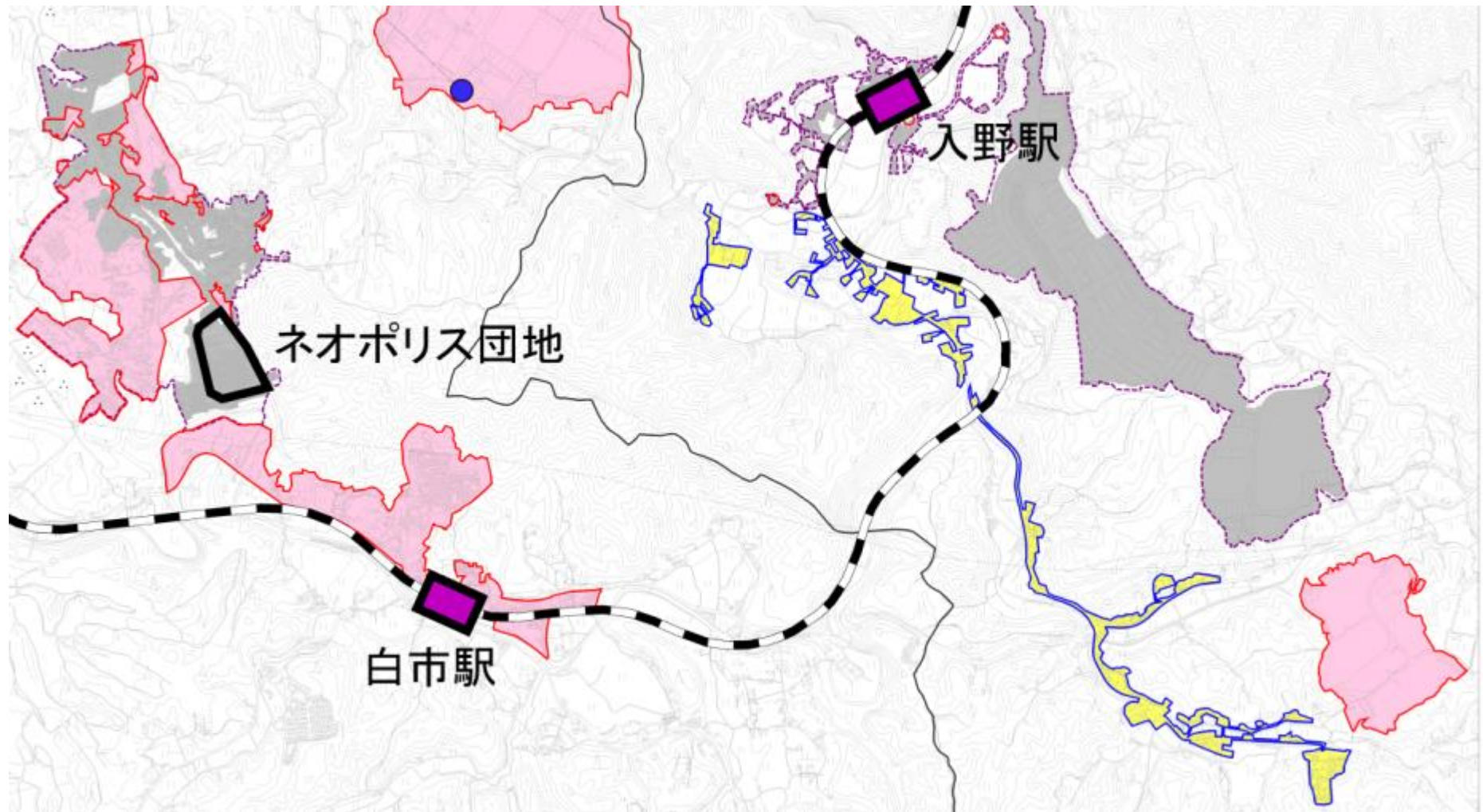


図 4.5 全体計画縮小区域図(白市入野地区)

凡 例		
公共下水道事業計画区域		
農業集落排水事業		
既整備区域		
全体計画	集合処理(市街化区域・用途地域)	
	集合処理(市街化調整区域・用途地域無指定)	
	個別処理(市街化調整区域・用途地域無指定)	

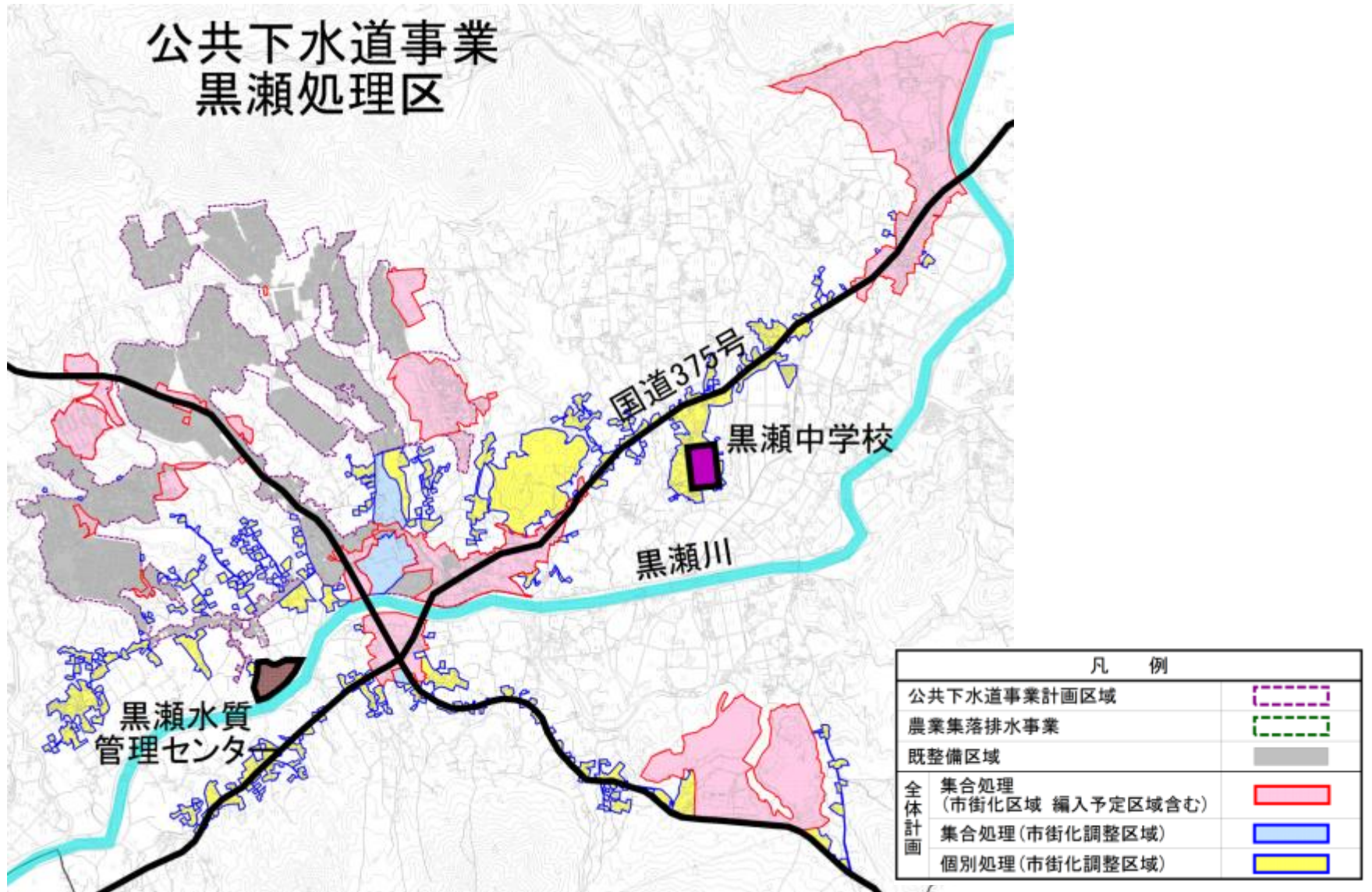


図 4.6 全体計画縮小区域図(黒瀬地区)

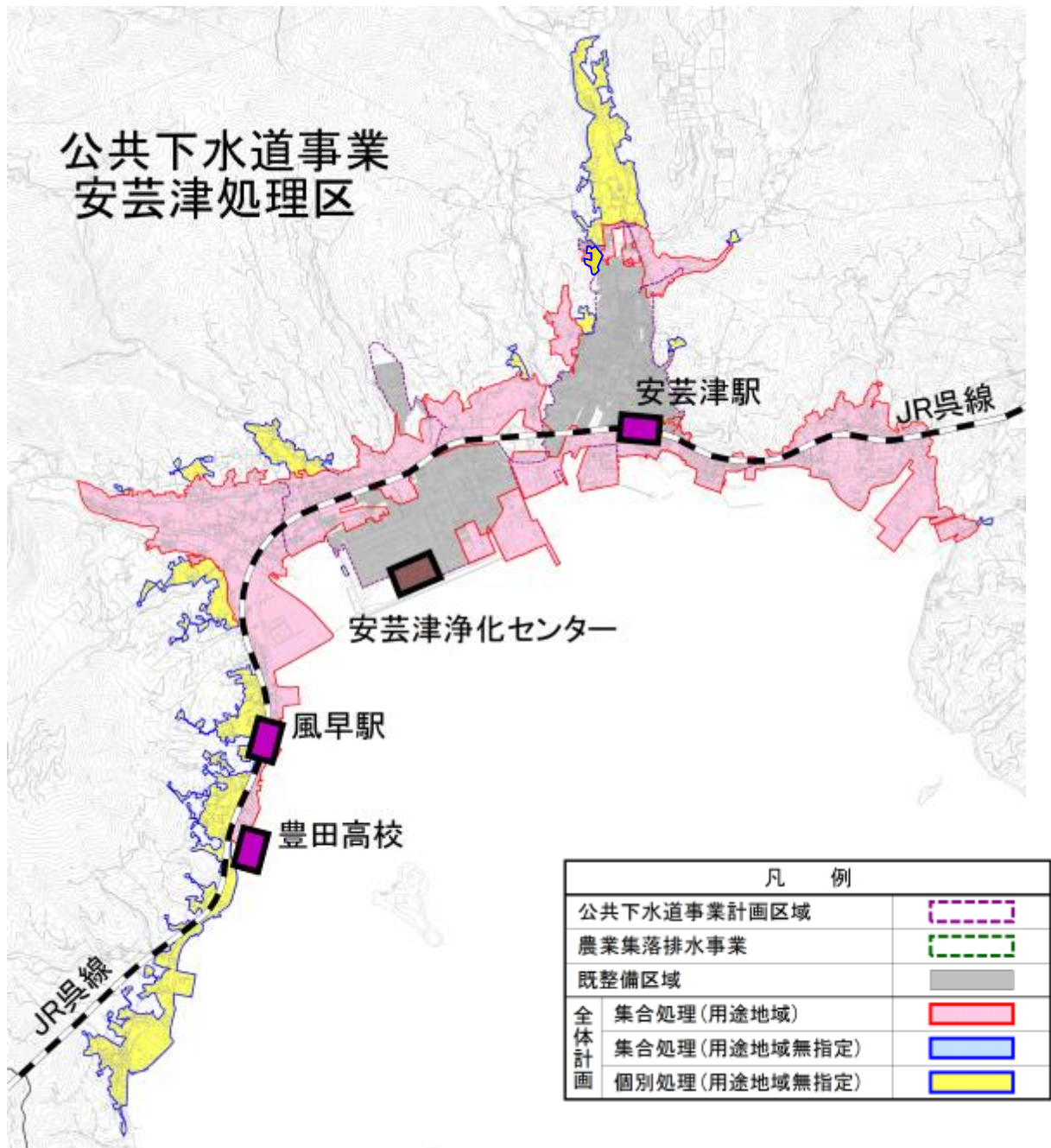


図 4.7 全体計画縮小区域図(安芸津地区)

4-2. 汚水処理施設の統合

これまで各汚水処理施設は、それぞれの事業目的により計画的に整備してきましたが、今後到来する本格的な人口減少社会において経営の健全化を図るため、既存施設の統廃合を行い、より効率的な汚水処理施設の管理を行っていく必要があります。

したがって、本構想では、既存の汚水処理施設の統廃合のあり方を位置付けることとします。

汚水処理施設のうち、近接している農業集落排水事業の板城地区及び保田地区並びに黒瀬地区工業団地と、公共下水道の黒瀬処理区（乃美尾地区）との統合の可能性として、農業集落排水処理場への統合と、公共下水道終末処理場への統合の2つのケースが考えられます。

それぞれの事業費を試算した結果、年当たりの建設費及び維持管理費が安価となるケースを採用し、農業集落排水事業の板城地区及び保田地区並びに黒瀬地区工業団地の区域は、将来的に公共下水道の黒瀬処理区（乃美尾地区）へ統合することとします。（図 4.8）

また、乃美尾地区の下水道整備は、下水道未普及解消整備計画に基づいて行い、統廃合の時期については、農業集落排水処理場等の老朽化の度合い等の状況を踏まえて実施していきます。



図 4.8 統廃合地区の位置関係